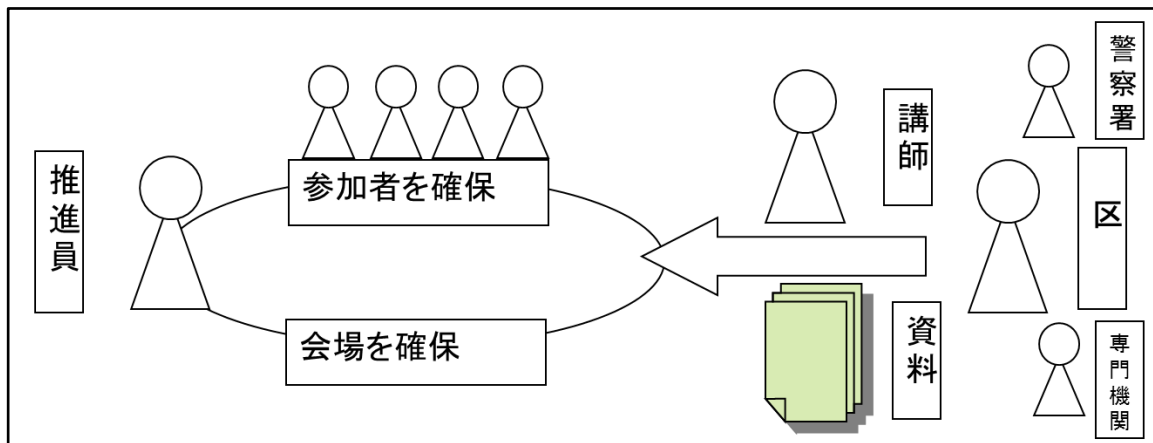


自転車安全利用推進員について

1 自転車安全利用推進員とは

(1) 自転車安全利用推進員とは

- 区民が自主的に自転車安全利用啓発に取り組み、区がこれを育成・支援するための仕組みのことです。
 - 地域のネットワークを活かし、身近なところで自転車安全講習等を実施していただきます。
 - 区とのパイプ役になり、身近なところできめ細かく啓発を進め、自転車安全利用を呼びかけていただきます。
 - 自主性を活かした様々な活動を展開してください。
- ※活動をする際には、「上から目線」の指導はしないようにしてください。



(2) 自転車安全利用推進員に期待する役割・効果

- 身近な地域での区民による活動であり、区民から見えやすい。
- 自転車安全利用推進員が地域に増えることで、「うちでもやってみよう」という波及効果が生まれる。
- 自転車安全利用推進員が地域に増えることで、様々な地域ネットワークへ交通安全啓発が浸透する。



2 自転車安全利用推進員になるには

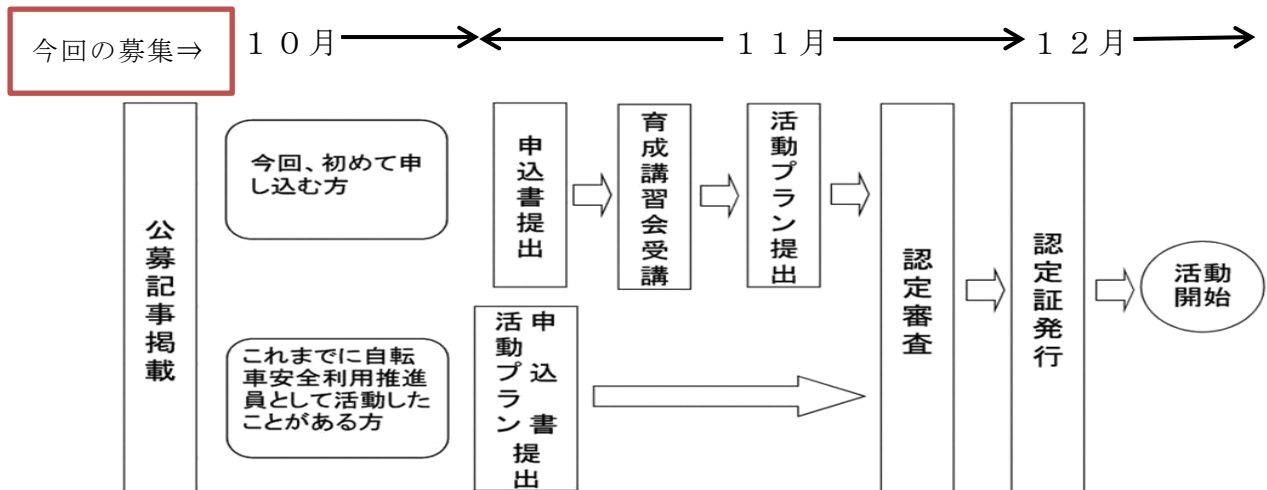
(1) 育成講習会を受講

◇受講内容

- 自転車の交通ルール
- 動画を活用した危険予測学習
- 事故発生時の責任と補償

(2) 活動プランを提出

- 「活動したいこと」を活動プランとして提出しましょう。
- ※活動内容について区でご相談に応じます。



【今回の募集日程】

- 令和4年10月15日(土) 区広報による公募開始
- 10月31日(月) 申込書提出期限
- 11月上旬～中旬 オンライン講習のご案内

◆オンライン育成講習会3回のうち1回を必ず受講

- 11月24日(木) 午前10時～午前11時
- 11月25日(金) 午後7時～午後8時
- 11月26日(土) 午前10時～午前11時

※講習は、一般財団法人日本交通安全教育普及協会に委託をしています。

※講習参加者には、区よりオンライン講習のご案内をさせていただきます。

※講習は、自宅にてオンライン講習の受講になります。

- 12月1日(木) 活動プラン、認定証用写真(3cm×2.4cm)提出期限
- 12月下旬 認定証発行・活動開始
- 令和5年3月末 進捗状況報告書提出
- 6月末 活動実績報告書提出

※申込書様式等は区ホームページ(*)からダウンロードできます。

* トップページ > 住まい・街づくり・環境 > 交通 > 交通安全
> 自転車安全利用推進員について

3 区による支援

(1) 講師について

- 自転車安全講習の対象者やねらいに合わせて、無償で講習に伺います。また、講師の紹介を行います。

(2) 資料・教材の提供

- 自転車安全講習用の資料、自転車ルールやマナーの解説パンフレット、自転車安全講習DVD等の提供を行います。

(3) 自転車安全利用啓発グッズの提供

- 自転車安全利用キャンペーン用に、配布用の資料、ポケットティッシュ、反射材等の啓発グッズなどを提供します。

(4) スケアード・ストレート方式交通安全教室の実施

- スタントマンが交通事故の様子を眼の前で再現するスケアード・ストレート方式交通安全教室を実施します。ただし、小学校校庭程度の広さのスペースをはじめ、実施のための条件があります。

(5) 活動内容に関する相談

- 活動例、プログラム例を紹介するなど、活動実施に向け、相談に乗ります。関係機関への紹介もいたします。
- 自転車安全利用推進員同士の連携を図るなど、活動の仲間づくりをお手伝いします。

(6) その他

- 活動中のけが等に対応するため、区が保険料を負担し、ボランティア保険に加入していただきます。
- 活動の報酬や補助金はありません。

4. 活動例（イメージ）

(1) 自転車安全講習を実施

- 町会・自治会、商店街、事業所・職場、団地・マンション、PTA・保護者会、趣味のサークルやママ友の集まり等にて自転車安全講習を実施する。
- 条件が合えば、自転車シミュレーターの活用、自転車実技教室やスケアード・ストレート方式交通安全教室の実施も可能。

(2) 自転車安全利用キャンペーン（呼びかけと資料・グッズ配布）の実施

- 踏切や駐輪場、地域のまつり、イベント、全国交通安全運動のテント等で自転車安全利用キャンペーンを実施する。

(3) その他

- 自転車危険箇所マップの作成、自転車実態調査の実施、インターネットを活用した活動（自転車安全利用ブログの開設、Facebookでの投稿、youtubeへの動画作成・投稿等）

担当：世田谷区土木部交通安全自転車課 平倉・淵浪・宮下
電話 03-6432-7966 FAX 03-6432-7996